

# 第 1 0 2 回安来市議会定例会

(令和 5 年・令和 6 年)

## 9 月定例会議議案

### (条例関係等) 説明資料

番号	議案名	ページ
議第 9 4 号	安来市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について	1～4
議第 9 5 号	安来市手数料条例の一部を改正する条例制定について	5～8
議第 9 6 号	安来市空家等の適正管理に関する条例制定について	9・10
議第 9 8 号 議第 9 9 号	市道路線の認定について 市道路線の変更について	11～17
議第 1 0 1 号	米子市と安来市との汚水処理事務の委託に関する規約を変更する協議について	18～20
議第 1 0 2 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について	21



議第94号

安来市行政手続における特定の個人の個人番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について  
 説明資料

総務部DX推進課  
 ( 改正部分)

改正後	改正前																
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(5)・(6) 〔略〕</p> <p>別表第1(第4条関係)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(5)・(6) 〔略〕</p> <p>別表第1(第4条関係)</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="997 1883 1034 2058">機関</th> <th data-bbox="997 1124 1034 1883">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1034 1883 1066 2058">市長</td> <td data-bbox="1034 1124 1066 1883">〔略〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1066 1883 1388 2058"></td> <td data-bbox="1066 1124 1388 1883">安来市子ども医療費助成条例(平成17年安来市条例第29号)に基づく医療費の一部を助成する事務であつて規則で定めるもの(以下「子ども医療費助成事務」という。)</td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	市長	〔略〕		安来市子ども医療費助成条例(平成17年安来市条例第29号)に基づく医療費の一部を助成する事務であつて規則で定めるもの(以下「子ども医療費助成事務」という。)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="997 943 1034 1108">機関</th> <th data-bbox="997 174 1034 943">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1034 943 1066 1108">市長</td> <td data-bbox="1034 174 1066 943">〔略〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1066 943 1388 1108"></td> <td data-bbox="1066 174 1388 943">安来市子ども医療費助成条例(平成17年安来市条例第29号)に基づく医療費の一部を助成する事務であつて規則で定めるもの(以下「子ども医療費助成事務」という。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1066 943 1388 1108"></td> <td data-bbox="1066 174 1388 943">安来市高齢者地域支え合い活動の推進に関する条例(平成26年安来市条例第13号)に基づく名簿の調整等の事務であつて規則で定めるもの(以下「見守り名簿調整事務」という。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1066 943 1388 1108"></td> <td data-bbox="1066 174 1388 943">安来市避難行動要支援者名簿に関する条例(令和6年安来市条例第7号)に基づく名簿の調整等の事務であつて規則で定めるもの(以下「避難行動要支援者名簿調整事務」という。)</td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	市長	〔略〕		安来市子ども医療費助成条例(平成17年安来市条例第29号)に基づく医療費の一部を助成する事務であつて規則で定めるもの(以下「子ども医療費助成事務」という。)		安来市高齢者地域支え合い活動の推進に関する条例(平成26年安来市条例第13号)に基づく名簿の調整等の事務であつて規則で定めるもの(以下「見守り名簿調整事務」という。)		安来市避難行動要支援者名簿に関する条例(令和6年安来市条例第7号)に基づく名簿の調整等の事務であつて規則で定めるもの(以下「避難行動要支援者名簿調整事務」という。)
機関	事務																
市長	〔略〕																
	安来市子ども医療費助成条例(平成17年安来市条例第29号)に基づく医療費の一部を助成する事務であつて規則で定めるもの(以下「子ども医療費助成事務」という。)																
機関	事務																
市長	〔略〕																
	安来市子ども医療費助成条例(平成17年安来市条例第29号)に基づく医療費の一部を助成する事務であつて規則で定めるもの(以下「子ども医療費助成事務」という。)																
	安来市高齢者地域支え合い活動の推進に関する条例(平成26年安来市条例第13号)に基づく名簿の調整等の事務であつて規則で定めるもの(以下「見守り名簿調整事務」という。)																
	安来市避難行動要支援者名簿に関する条例(令和6年安来市条例第7号)に基づく名簿の調整等の事務であつて規則で定めるもの(以下「避難行動要支援者名簿調整事務」という。)																

[略]		[略]	
生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの(以下「外国人保護に関する事務」という。)		生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの(以下「外国人保護に関する事務」という。)	
安来市障害者地域生活支援事業実施要綱(平成19年安来市告示第111号)に基づく障害者及び障害児が日常生活に必要とする便宜を供与する事業に要する費用の全部又は一部を支給する事務であって規則で定めるもの(以下「地域生活支援事業給付費等支給事務」という。)		安来市障害者地域生活支援事業実施要綱(平成19年安来市告示第111号)に基づく障害者及び障害児が日常生活に必要とする便宜を供与する事業に要する費用の全部又は一部を支給する事務であって規則で定めるもの(以下「地域生活支援事業給付費等支給事務」という。)	
安来市不妊治療費等助成事業実施要綱(令和4年安来市告示第73号)に基づく不妊治療費等の一部を助成する事務であって規則で定めるもの(以下「不妊治療費等助成事務」という。)		安来市不妊治療費等助成事業実施要綱(令和4年安来市告示第73号)に基づく不妊治療費等の一部を助成する事務であって規則で定めるもの(以下「不妊治療費等助成事務」という。)	
安来市社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業実施要綱(平成17年安来市告示第122号の2)に基づく利用者負担額の一部を助成する事務であって規則で定めるもの(以下「社会福祉法人等による利用者負担額助成事務」という。)		安来市社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業実施要綱(平成17年安来市告示第122号の2)に基づく利用者負担額の一部を助成する事務であって規則で定めるもの(以下「社会福祉法人等による利用者負担額助成事務」という。)	
安来市高齢者地域支援事業実施要綱(平成20年安来市告示第32号)別表に掲げる事業に係る事務であって規則で定めるもの(以下「高齢者地域支援事務」という。)		安来市高齢者地域支援事業実施要綱(平成20年安来市告示第32号)別表に掲げる事業に係る事務であって規則で定めるもの(以下「高齢者地域支援事務」という。)	
安来市居宅介護サービス費等区分支給限度基準額拡大事業実施要綱(平成27年安来市告示第20号)に基づく限度額の拡大に係る事務であって規則で定めるもの(以下「居宅介護サービス費等区分支給限度基準額拡大事務」という。)		安来市居宅介護サービス費等区分支給限度基準額拡大事業実施要綱(平成27年安来市告示第20号)に基づく限度額の拡大に係る事務であって規則で定めるもの(以下「居宅介護サービス費等区分支給限度基準額拡大事務」という。)	
別表第2(第4条関係)		別表第2(第4条関係)	
機関	事務	特定個人情報	住民票関係情報又は地方税関係情報
市長	福祉医療費助成事務	福祉医療費助成事務	福祉医療費助成事務
			であって規則で定める

[略]		[略]	
生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの(以下「外国人保護に関する事務」という。)		生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの(以下「外国人保護に関する事務」という。)	
安来市障害者地域生活支援事業実施要綱(平成19年安来市告示第111号)に基づく障害者及び障害児が日常生活に必要とする便宜を供与する事業に要する費用の全部又は一部を支給する事務であって規則で定めるもの(以下「地域生活支援事業給付費等支給事務」という。)		安来市障害者地域生活支援事業実施要綱(平成19年安来市告示第111号)に基づく障害者及び障害児が日常生活に必要とする便宜を供与する事業に要する費用の全部又は一部を支給する事務であって規則で定めるもの(以下「地域生活支援事業給付費等支給事務」という。)	
安来市不妊治療費等助成事業実施要綱(令和4年安来市告示第73号)に基づく不妊治療費等の一部を助成する事務であって規則で定めるもの(以下「不妊治療費等助成事務」という。)		安来市不妊治療費等助成事業実施要綱(令和4年安来市告示第73号)に基づく不妊治療費等の一部を助成する事務であって規則で定めるもの(以下「不妊治療費等助成事務」という。)	
安来市社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業実施要綱(平成17年安来市告示第122号の2)に基づく利用者負担額の一部を助成する事務であって規則で定めるもの(以下「社会福祉法人等による利用者負担額助成事務」という。)		安来市社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業実施要綱(平成17年安来市告示第122号の2)に基づく利用者負担額の一部を助成する事務であって規則で定めるもの(以下「社会福祉法人等による利用者負担額助成事務」という。)	
安来市高齢者地域支援事業実施要綱(平成20年安来市告示第32号)別表に掲げる事業に係る事務であって規則で定めるもの(以下「高齢者地域支援事務」という。)		安来市高齢者地域支援事業実施要綱(平成20年安来市告示第32号)別表に掲げる事業に係る事務であって規則で定めるもの(以下「高齢者地域支援事務」という。)	
安来市居宅介護サービス費等区分支給限度基準額拡大事業実施要綱(平成27年安来市告示第20号)に基づく限度額の拡大に係る事務であって規則で定めるもの(以下「居宅介護サービス費等区分支給限度基準額拡大事務」という。)		安来市居宅介護サービス費等区分支給限度基準額拡大事業実施要綱(平成27年安来市告示第20号)に基づく限度額の拡大に係る事務であって規則で定めるもの(以下「居宅介護サービス費等区分支給限度基準額拡大事務」という。)	
別表第2(第4条関係)		別表第2(第4条関係)	
機関	事務	特定個人情報	地方税関係情報、健康保険資格関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等給付関係情報、外国人生活保護関係情報、身体障害者関係情報、精神障害者関係情報又は島根県が交付する療育手帳に関する情報
市長	福祉医療費助成事務	福祉医療費助成事務	福祉医療費助成事務
			であって規則で定める

子ども医療費助成事務	<p>もの</p> <p>地方税関係情報、健康保険資格関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等給付関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
精神障害者通院医療費助成事務	<p>地方税関係情報、健康保険資格関係情報又は介護保険法(平成9年法律第123号)による要介護認定若しくは要支援認定に関する情報であって規則で定めるもの</p>
身体障害者日常生活用具費助成事務	<p>地方税関係情報又は介護保険法による要介護認定若しくは要支援認定に関する情報であって規則で定めるもの</p>
人工透析患者通院費助成事務	<p>地方税関係情報、健康保険資格関係情報又は介護保険法による要介護認定若しくは要支援認定に関する情報であって規則で定めるもの</p>
外国人保護に関する事務	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
地域生活支援事業給付費等支給事務	<p>地方税関係情報又は介護保険法による要介護認定若しくは要支援認定に関する情報であって規則で定めるもの</p>

子ども医療費助成事務	<p>もの</p> <p>住民票関係情報又は地方税関係情報</p> <p>_____であって規則で定めるもの</p> <p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>
見守り名簿調整事務	<p>住民票関係情報、障害者関係情報又は介護保険法による要介護認定若しくは要支援認定に関する情報であって規則で定めるもの</p>
避難行動要支援者名簿調整事務	<p>住民票関係情報又は地方税関係情報</p>
精神障害者通院医療費助成事務	<p>_____であって規則で定めるもの</p> <p>住民票関係情報又は地方税関係情報</p> <p>_____であって規則で定めるもの</p>
身体障害者日常生活用具費助成事務	<p>住民票関係情報又は地方税関係情報</p> <p>_____であって規則で定めるもの</p>
人工透析患者通院費助成事務	<p>住民票関係情報又は地方税関係情報</p> <p>_____であって規則で定めるもの</p>
外国人保護に関する事務	<p>住民票関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>

	<p>不妊治療費等助成事務</p> <p>社会福祉法人等による利用者負担額助成事務</p> <p>高齢者地域支援事業事務</p> <p>居宅介護サービス費等区分支給限度基準額拡大事務</p>	<p>健康保険資格関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>		
--	---	--	--	--

## 1. 改正概要

建築基準法（昭和25年法律第201号）の改正により次のとおり改正する。

- (1) 別表第2の改正規定 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項及び第7項の規定に基づく認定制度が創設されたことに伴い認定手数料を追加する。
- (2) 別表第2の5の改正規定 建築基準法第18条の項の繰下げに伴う改正

## 2. 改正内容

### (1) 認定手数料の追加について

建築基準法の改正により現行法に適合しないこととなった既存不適格建築物に増改築、大規模修繕等を行う際は原則現行基準に適合させることが必要となる。このことにより、接道義務や道路内建築制限について既存不適格となっている建築物は、大規模修繕等を行う場合に現行規定が適用されてしまうため、ストック活用が困難な場合があった。この規制を緩和するため、建築基準法施行令第137条の12第6項及び第7項に基づく認定制度が創設され、安全性等が確保されることを前提に接道義務や道路内建築制限の現行規定を適用しないことが可能となった。

安来市は、小規模建築物等のみに権限を有する限定特定行政庁であり、大規模修繕等をする際に確認申請が必要となる建築物については現在権限が無いが、建築基準法施行令の改正に伴い、国土交通省より確認申請を伴わない大規模修繕等を行う場合においても現行規定を適用しないためには当該認定を受ける必要があるとの考えが示されたため手数料を追加する。

## 改正概要

- 既存不適格建築物について、安全性等の確保を前提に接道義務・道路内建築制限の遡及適用を合理化

現行

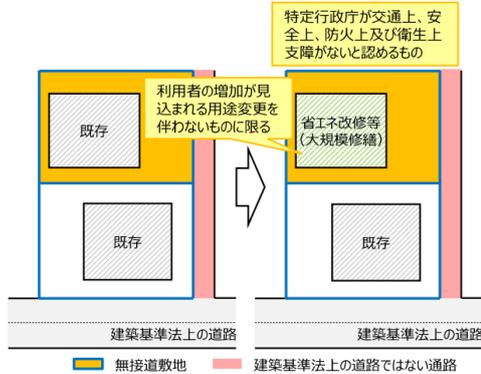
増改築、大規模修繕等の際は現行基準適合が必要

改正後

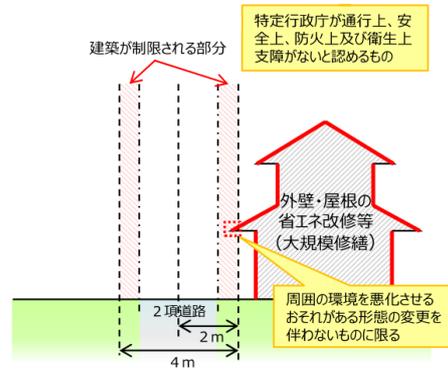
政令で定める範囲内において大規模修繕等をする場合には、現行基準を適用しない

<政令で定める範囲のイメージ【令第137条の12第6項・第7項】>

接道義務（法第43条第1項）が不適格の場合



道路内建築制限（法第44条第1項）が不適格の場合



### (2) 建築基準法第18条の項の繰下げについて

地方分権一括法により、改正前は国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に係る計画通知書を当該市町村等の建築主事等に提出し、建築基準関係規定に適合するかどうかの審査・検査等を受けることとされていたが、改正後は指定確認検査機関に計画通知書を提出し、審査・検査を受けることも可能とされた。このことにより、建築基準法第18条に項が追加され、項の繰下げが生じたため改正をする。

### 3. 施行期日

(1) 別表第2の改正規定 公布の日

(2) 別表第2の5の改正規定 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）附則第1条第3号の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

議第95号

安来市手数料条例の一部を改正する条例制定について 説明資料

建設部建築住宅課

( 改正部分 )

改正後		改正前	
区分	手数料の額	区分	手数料の額
別表第2(第2条関係) 建築物の建築等に関する申請手数料		別表第2(第2条関係) 建築物の建築等に関する申請手数料	
16 令第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して興行場等として使用する者	申請1件につき 120,000円	16 令第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して興行場等として使用する者	申請1件につき 120,000円
17 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。次項において「政令」という。) 令第137条の12第6項の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外となる大規模の修繕又は大規模の模様替の認定を受けようとする者	申請1件につき 27,300円	[略]	
18 政令第137条の12第7項の規定に基づく建築物の道路内の建築制限の適用除外となる大規模の修繕又は大規模の模様替の認定を受けようとする者	申請1件につき 27,300円		
備考 [略]		備考 [略]	
別表第2の5(第2条関係) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料		別表第2の5(第2条関係) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料	

区分	手数料の額
<p>6 法第12条第1項又又は法第13条第2項の規定に基づく計画の適合性判定を受けた者(法第25条第1項若しくは法第35条第8項(法第36条第2項において準用する場合を含む。))又は都市の低炭素化の促進に関する法律第10条第9項若しくは同法第54条第8項の規定により適合性判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。)であつて、建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は同法第18条第20項に規定する通知に対する完了検査を受けようとする者 ア・イ [略]</p>	<p>[略]</p>
区分	手数料の額
<p>6 法第12条第1項又又は法第13条第2項の規定に基づく計画の適合性判定を受けた者(法第25条第1項若しくは法第35条第8項(法第36条第2項において準用する場合を含む。))又は都市の低炭素化の促進に関する法律第10条第9項若しくは同法第54条第8項の規定により適合性判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。)であつて、建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は同法第18条第16項に規定する通知に対する完了検査を受けようとする者 ア・イ [略]</p>	<p>[略]</p>

## 1. 条例制定の目的

空き家対策を進めるため、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家特措法」という。）及び安来市空家等対策計画に基づき市内の空家等の所有者に対し適正管理を促し、促してもなお管理不全空家等又は特定空家等に該当する空家等については、空家等所有者に対し指導及び勧告する。

空家特措法による緊急時の代執行制度は、指導及び勧告を行った「特定空家等」が対象となる。本市においては、明るい住環境を目指し安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的として基本理念を定め空家特措法による「緊急代執行」では対応できない管理不全空家等のうち、勧告された「特定空家等候補」に該当する空家等に対しても緊急の場合は緊急安全措置が行えるよう、空家等の適切な管理に関し空家特措法に定めのない措置等の必要な事項を条例で定めることとする。

## 2. 条例の概要

(1) 空家等対策に関する市の責務、所有者の責務及び市民等の役割を規定する。

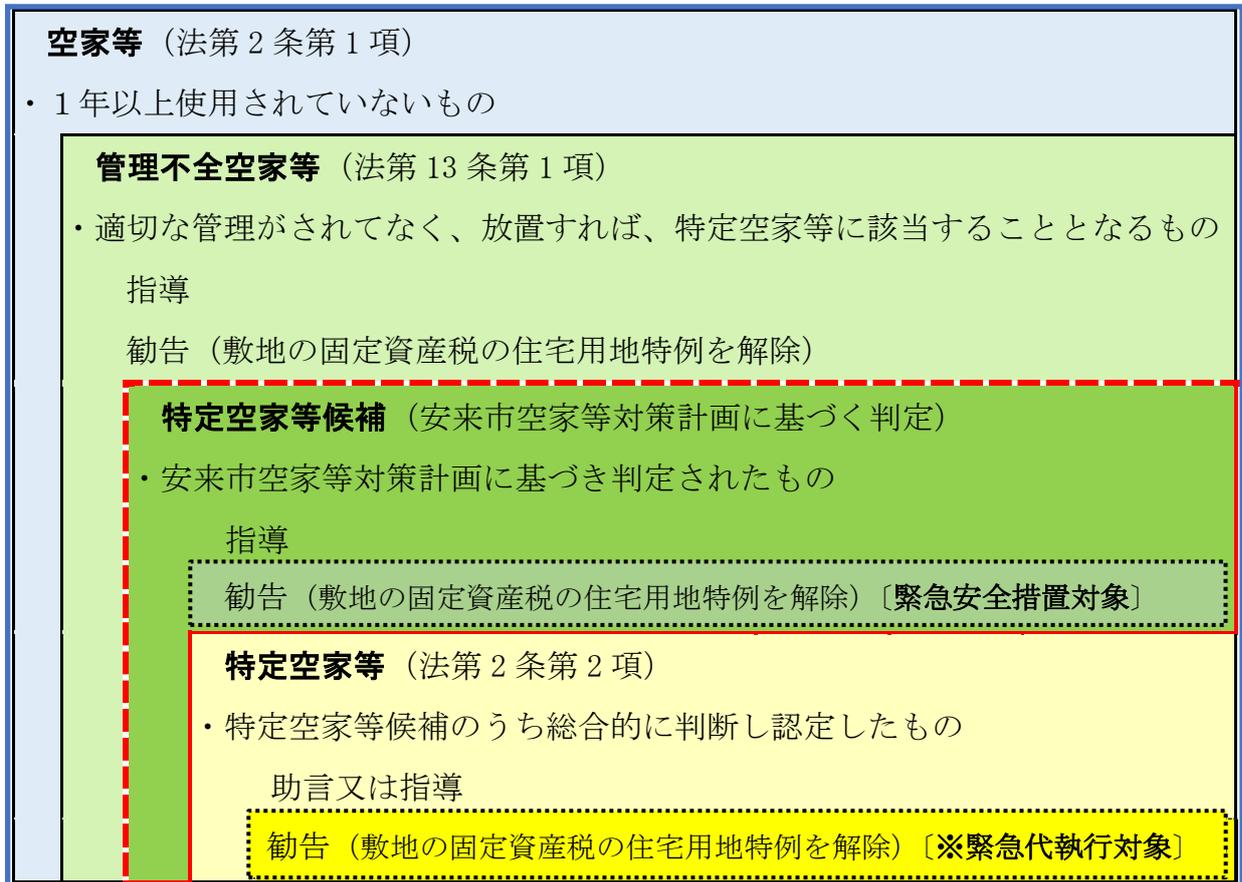
市の責務 : 空家等に関する対策において、その地域資源としての活用を促進するため、情報の収集、伝達、整理その他必要な措置を講ずる。

所有者等の責務 : 基本理念にのっとり、自らの責任及び負担において空家等を適切に管理する。

相続の開始により不動産を相続した者は、速やかに相続人名義の登記をするよう努める。

市民等の役割 : 隣家等との連携や相互協力体制を保つように努め、適切な管理が行われていない空家等を発見したときは、その情報を市に提供するとともに、空家等の適切な管理に協力できるよう努める。

- (2) 管理不全空家等のうち勧告された「特定空家等候補」に該当する空き家に対し緊急の場合は緊急安全措置を市が行うことができ、緊急安全措置の費用は所有者が負担することとする。ただし、所有者が確知できない場合は市の負担となる。



勧告

**【新設】**  
・・・条例に基づく**【緊急安全措置】**の対象

勧告

・・・法律に基づく**【緊急代執行】**の対象

※所有者が確知できない場合は条例に基づく

議第98号

市道路線の認定について

議第99号

市道路線の変更について

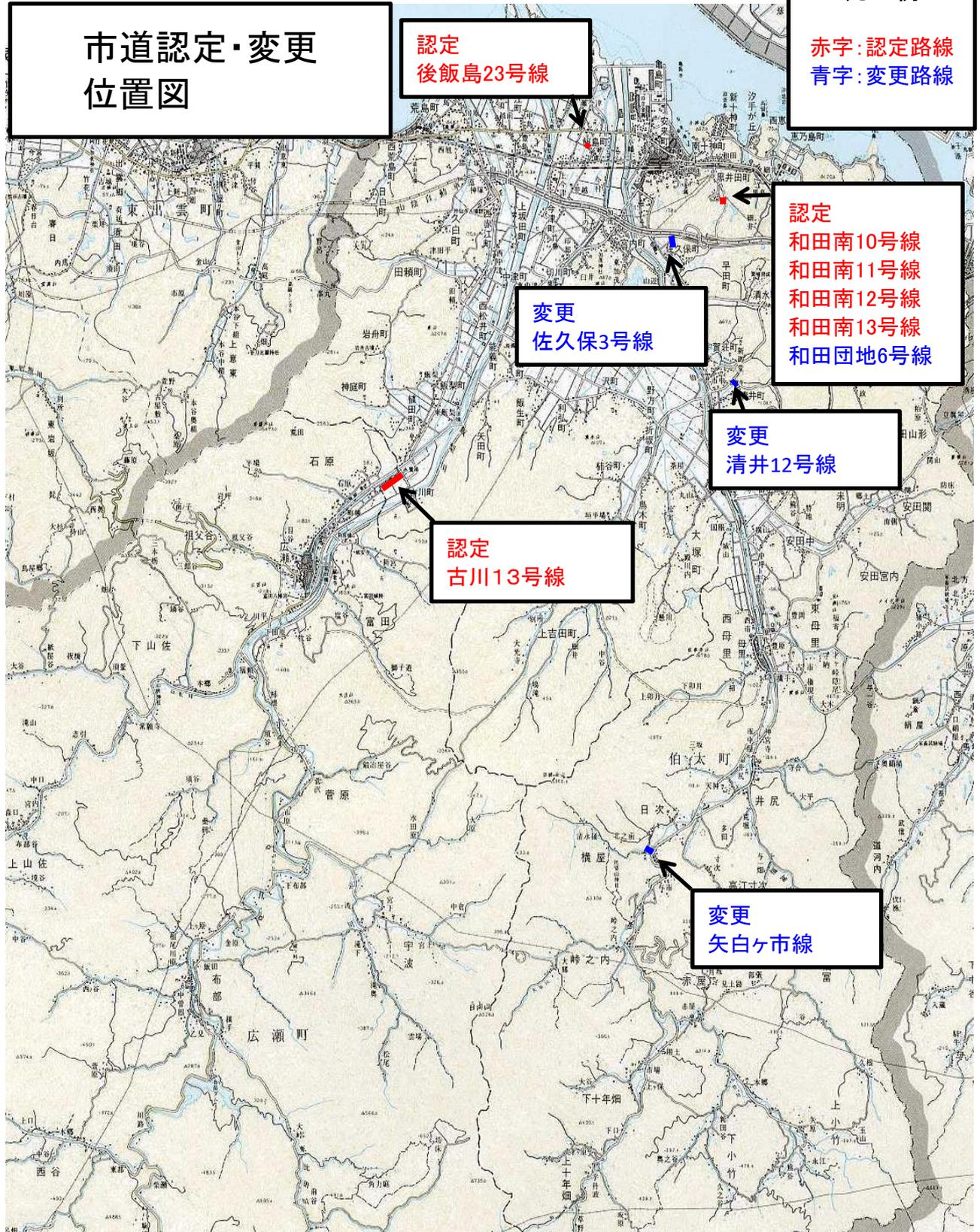
説明資料

建設部土木建設課

凡例

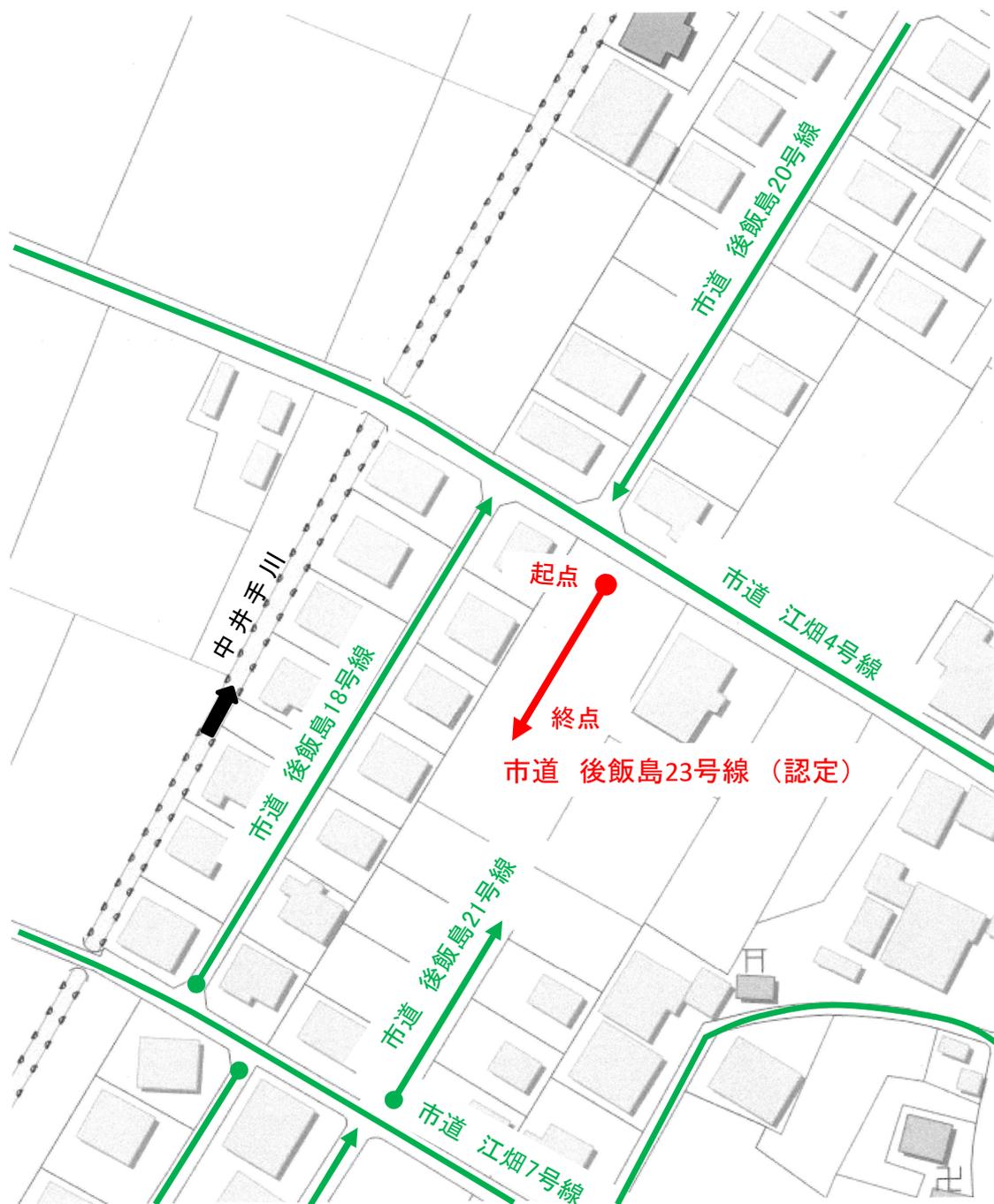
赤字: 認定路線  
青字: 変更路線

市道認定・変更  
位置図



議第98号

市道路線の認定について 説明資料  
建設部土木建設課

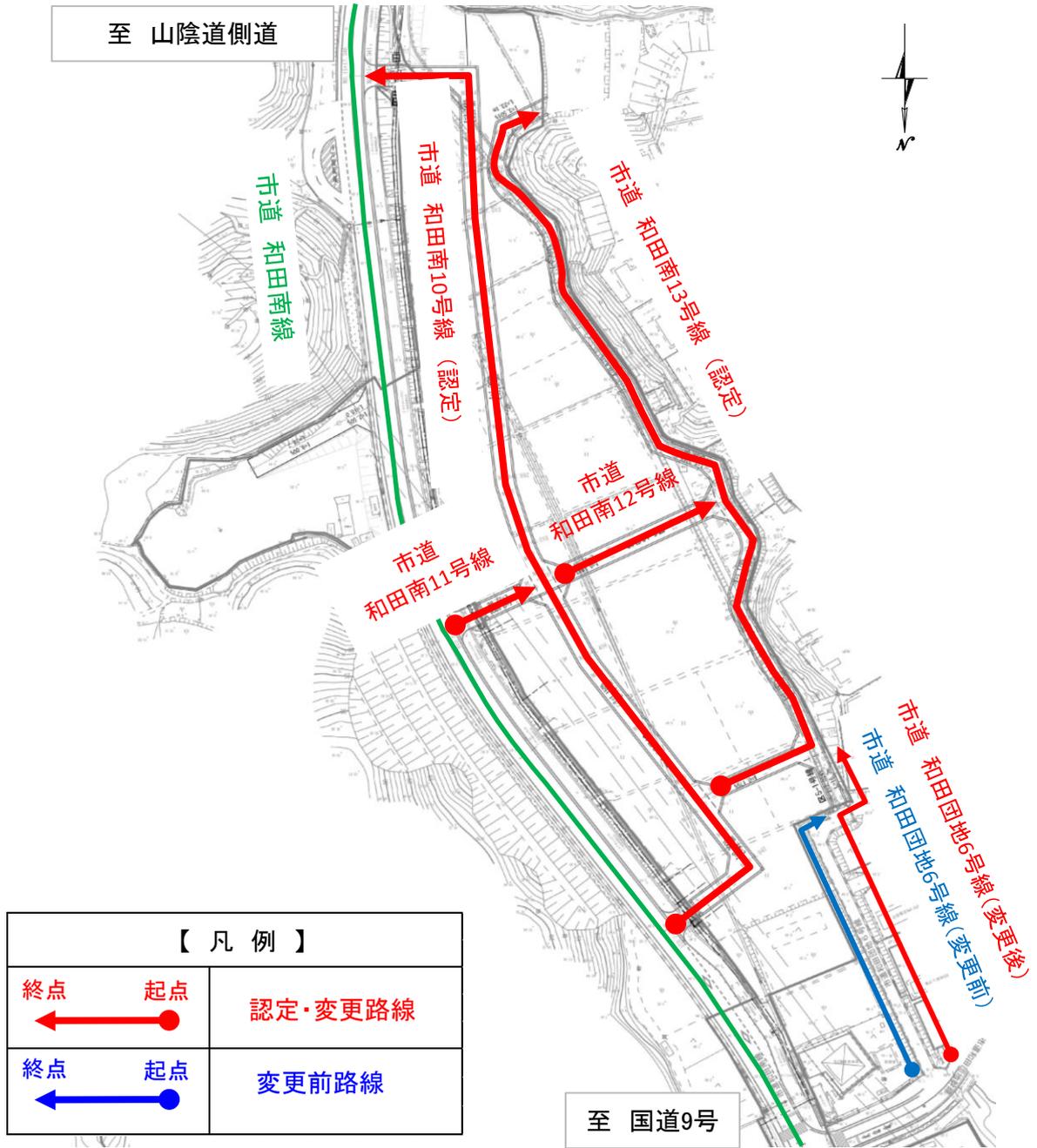


【認定】

路線番号	路線名	延長	幅員
A3284	後飯島23号線	39.4メートル	6.00メートル

議第98号  
市道路線の認定について  
議第99号  
市道路線の変更について

説明資料  
建設部土木建設課



【認定】

路線番号	路線名	延長	幅員
A4189	和田南10号線	294.3メートル	6.00メートル
A4190	和田南11号線	18.0メートル	6.00メートル
A4191	和田南12号線	52.5メートル	6.00メートル
A4192	和田南13号線	268.0メートル	5.00メートル

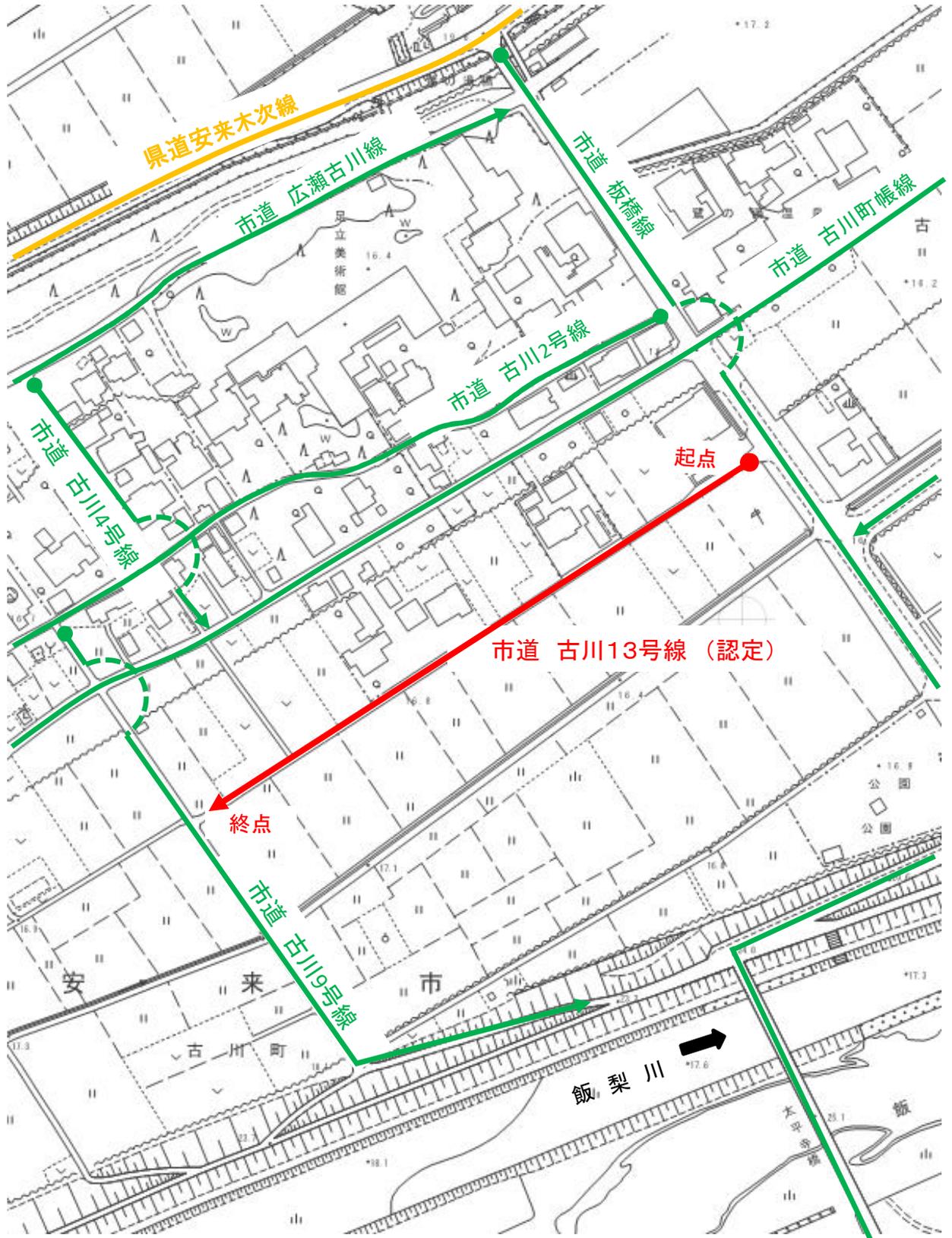
【変更】

路線番号	路線名	延長	幅員
A4120	和田団地6号線	89.1メートル	4.35メートル
A4120	和田団地6号線	105.4メートル	4.35メートル

議第98号

市道路線の認定について 説明資料

建設部土木建設課



【認定】

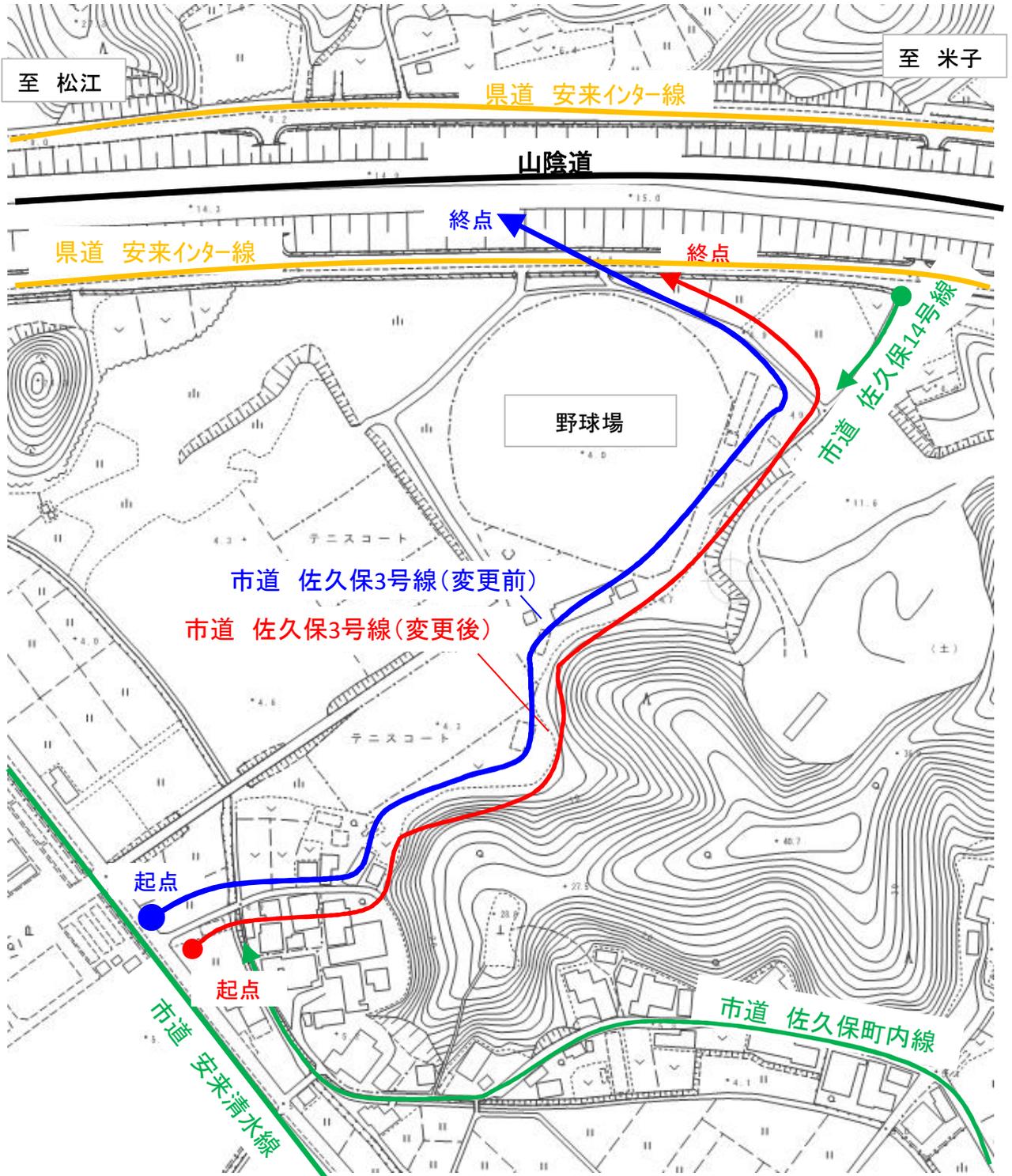
路線番号	路線名	延長	幅員
A5126	古川13号線	280.5メートル	3.00メートル

議第99号

市道路線の変更について

説明資料

建設部土木建設課



【変更】

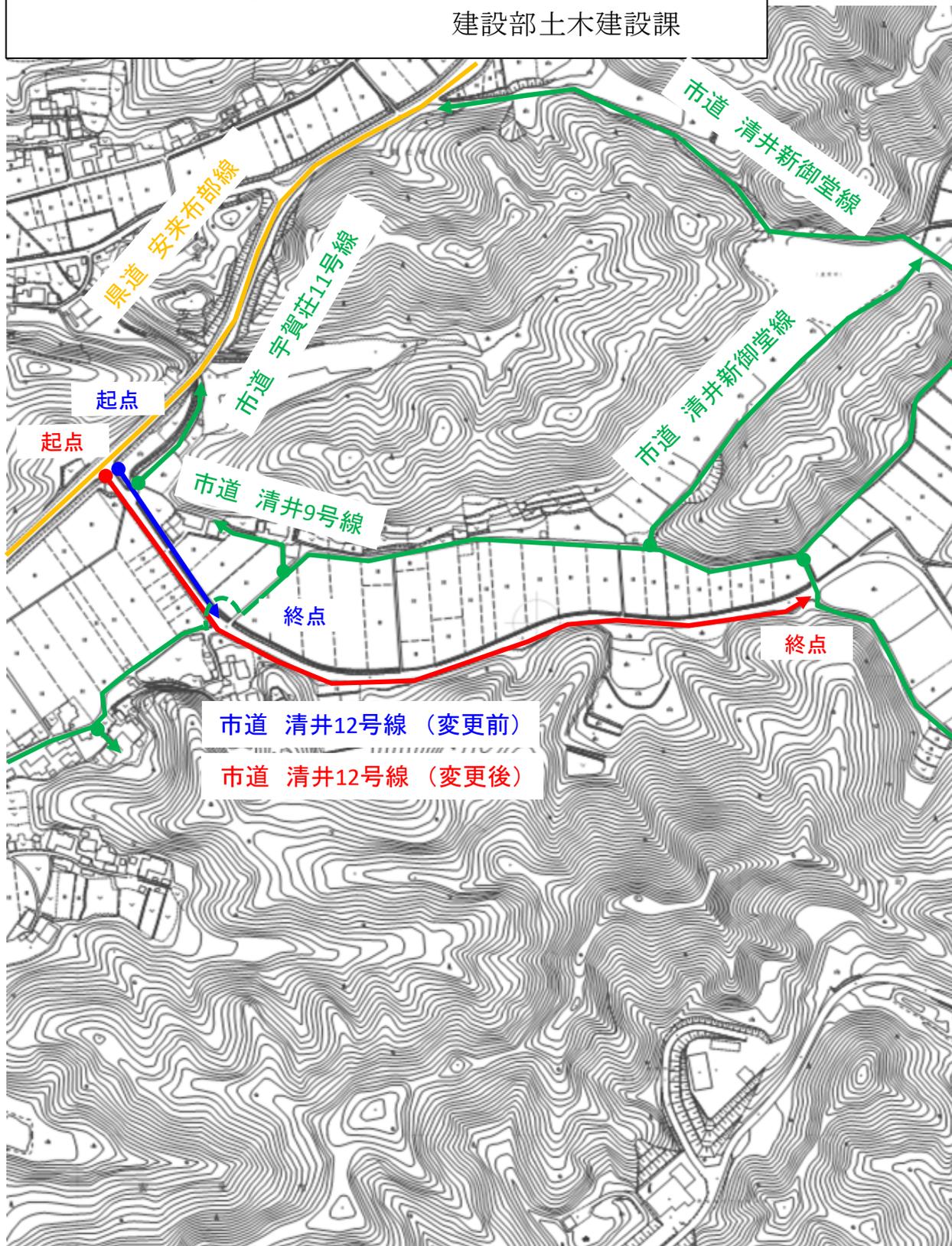
路線番号	路線名	延長	幅員
A7003	佐久保3号線	583.0メートル	2.61メートル
A7003	佐久保3号線	526.9メートル	2.61メートル

議第99号

市道路線の変更について

説明資料

建設部土木建設課

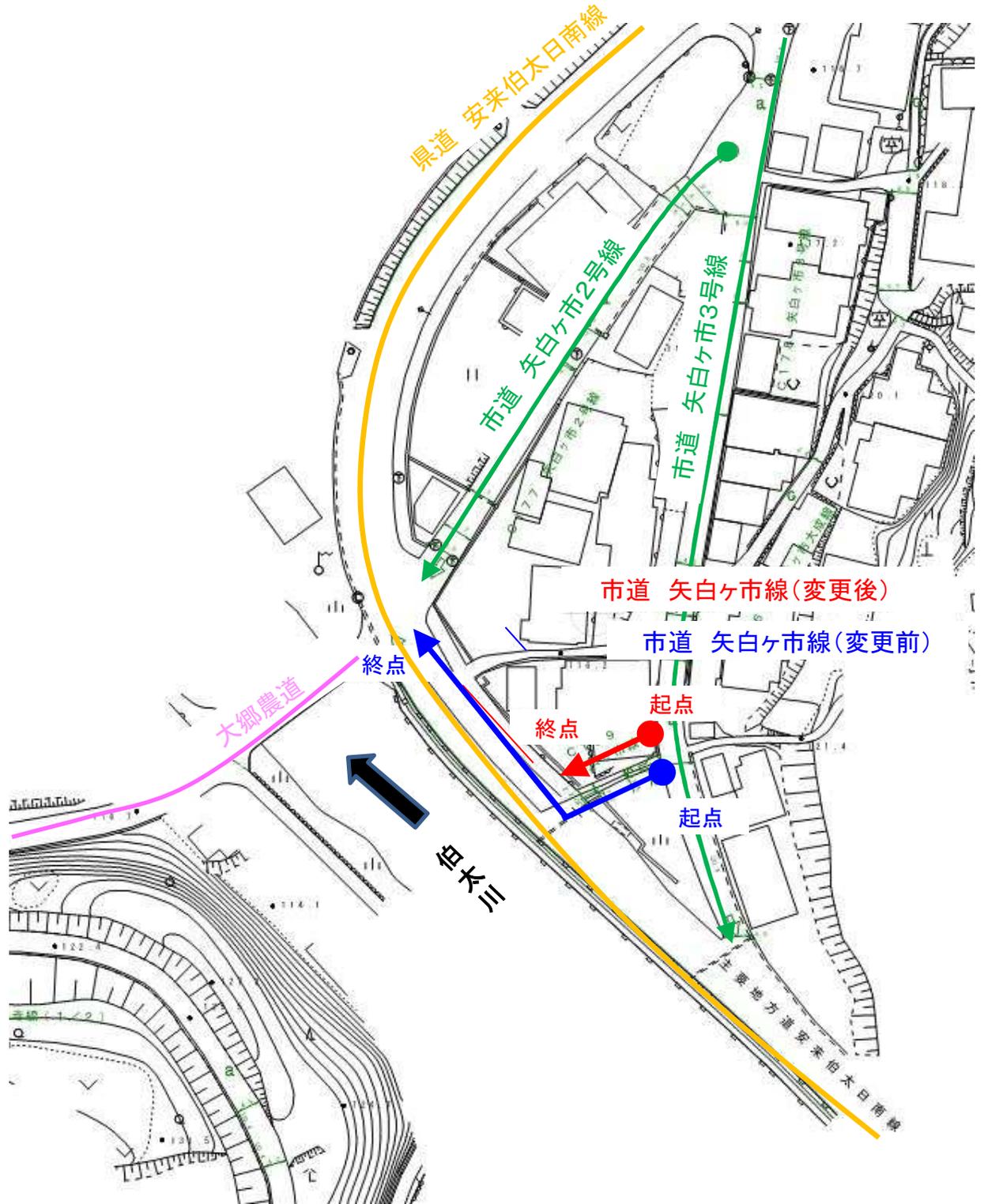


【変更】

路線番号	路線名	延長	幅員
A7224	清井12号線	180.0メートル	7.85メートル
A7224	清井12号線	738.6メートル	8.06メートル

議第99号

市道路線の変更について 説明資料  
建設部土木建設課



【変更】

路線番号	路線名	延長	幅員
C159	矢白ヶ市線	58.7メートル	1.77メートル
C159	矢白ヶ市線	15.5メートル	1.77メートル

議第101号

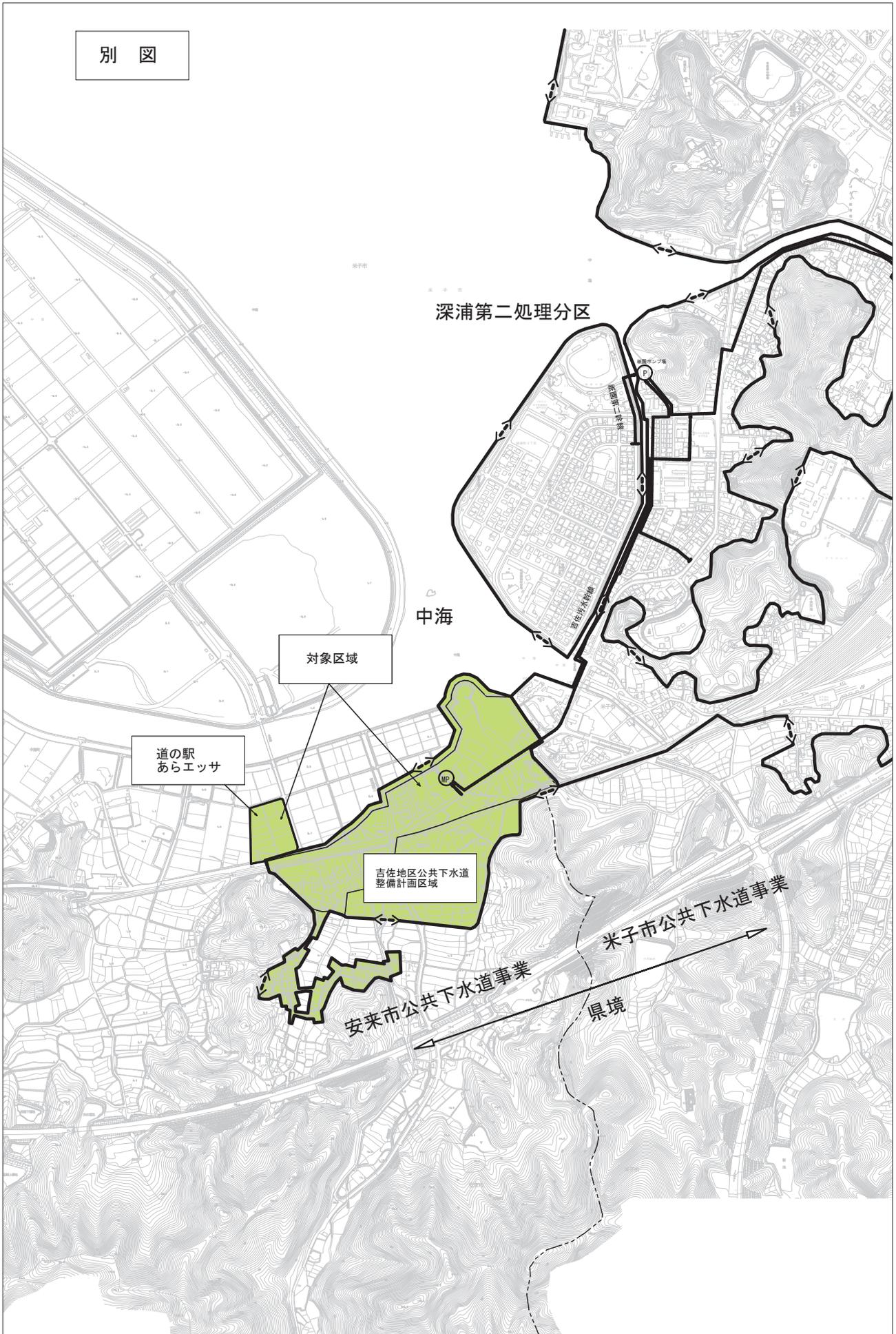
米子市と安来市との汚水処理事務の委託に関する規約を変更する協議について 説明資料

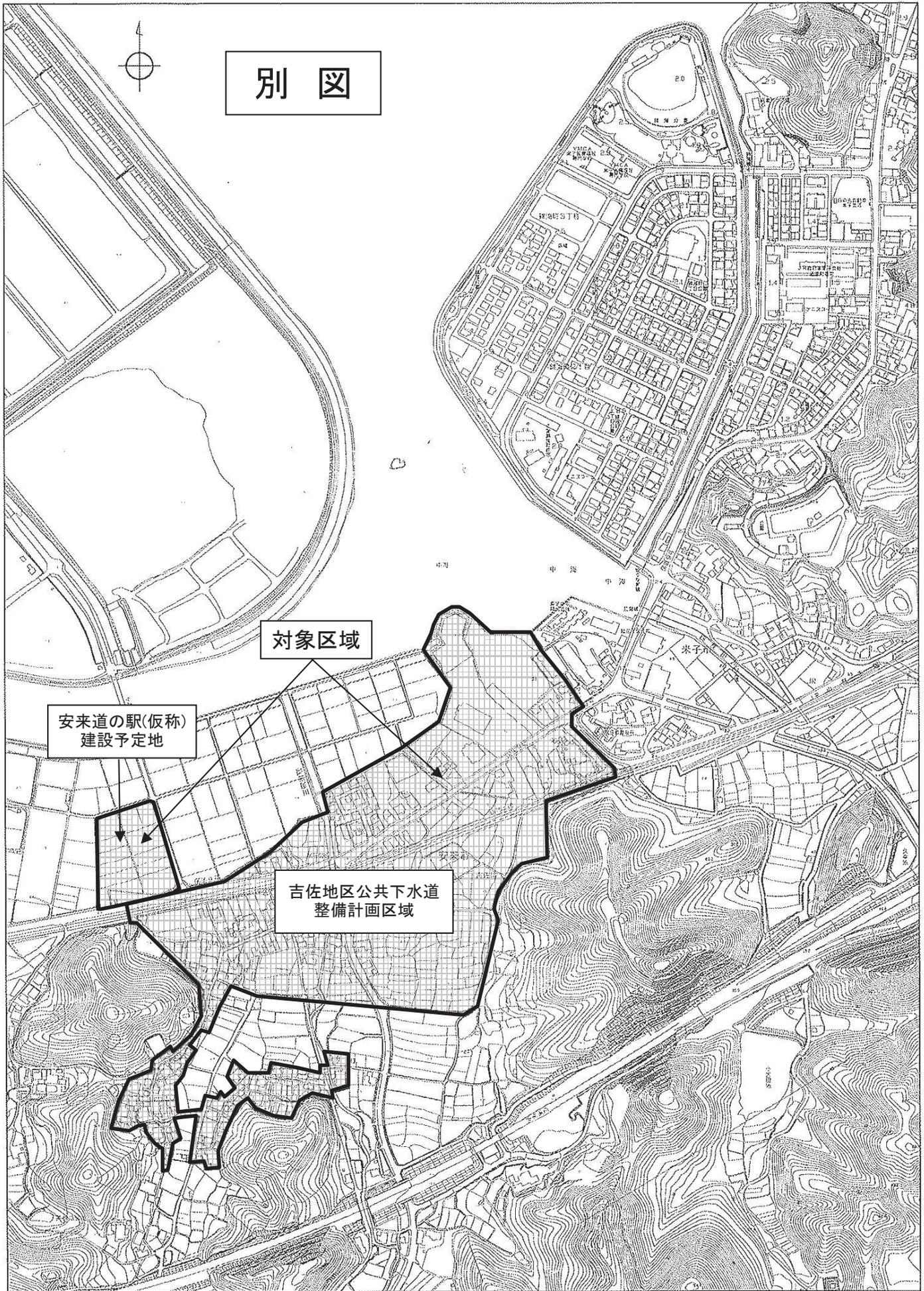
上下水道部下水道課

( 改正部分 )

改正後	改正前
<p>米子市と安来市との汚水処理事務の委託に関する規約 (委託事務の範囲)</p> <p>第1条 安来市は、別図に示す安来市の一部の区域(吉佐地区公共下水道整備計画区域及び道の駅あらエッサ用地)以下「対象区域」という。)から発生する汚水を処理する事務の管理及び執行を米子市に委託する。</p> <p>(委託事務の経費の負担)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項の経費の額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 前条第2項の下水道管渠が接続する米子市の下水道施設の改築及び修繕に必要な調査費、設計費及び本工事費に相当する額のうち、当該下水道施設の接続後の耐用年数及び流入汚水量に応じた額</u></p> <p>3 [略]</p>	<p>米子市と安来市との汚水処理事務の委託に関する規約 (委託事務の範囲)</p> <p>第1条 安来市は、別図に示す安来市の一部の区域(吉佐地区公共下水道整備計画区域及び安来道の駅(仮称)建設予定地。以下「対象区域」という。)から発生する汚水を処理する事務の管理及び執行を米子市に委託する。</p> <p>(委託事務の経費の負担)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項の経費の額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>3 [略]</p>

別 図





議第102号

工事請負契約の締結についての議決の一部変更について 説明資料

建設部土木建設課

○件名

交通安全対策事業 安来港飯島線道路改良工事（橋梁下部工）

○工事の目的

安来港飯島線道路改良事業にあたり吉田橋の架け替え工事（既設橋梁の撤去、橋梁下部工及び護岸工）を行うもの。

○工事の概要

旧橋撤去工、橋梁下部工、取付護岸工 一式

○工事の期間

令和4年12月15日から令和7年2月28日まで

○変更の理由

左岸側下流部堤防道路について、用地取得が困難なことから、護岸構造及び擁壁構造の見直しを行い、道路幅員の確保を検討した。その結果、取付護岸の延長及び補強土壁工を追加施工し、対応するもの。

